



令和4年
(2022年) 4月6日(水)

No. 15628 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国2020年知財に関する重要判例⑨

「独占禁止法」における市場支配的地位濫用の認定に関する研究 (1)

中国2020年知財に関する重要判例⑨

「独占禁止法」における市場支配的地位濫用の 認定に関する研究

—著作権集団管理組織独占紛争事件—

林達劉グループ¹

北京林達劉知識産権研究所

北京魏啓学法律事務所

著者：魏啓学 吳秀霜 于博聞

目次

はじめに	Ⅱ 本事件の争点に関する判定
I 事件の概況	Ⅲ 市場支配的地位濫用行為に対する認定
1. 基本情報	1. 関連市場の定義及び認定
2. 事件の経緯	2. 市場支配的地位の定義及び認定

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきましたが、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-5 リンクスエア新宿16階

TEL 050-5534-8882

FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com